

「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU01）

<概 要>

項 目	内容・概要
名称・担当・ 発行年	白書「健康とともに－EUにおける戦略的アプローチ2008-2017」 （保健・消費者保護総局：2007年10月） White Paper 'Together for Health: Strategic Approach for EU 2008-2017' Directorate-General for Health and Consumer Protection (DG SANCO)
規制の概要	<p><b>【背景】</b></p> <p>2000年に最初の健康戦略が策定され、それに基づき2003～2008年の公衆衛生プログラムが行われてきた。本RIAでは、前期計画の評価を行うとともに、次期計画として、各国における全ての関連施策に影響を及ぼしうる横断的な戦略目標を設定することを想定している。</p> <p>高齢化の進展により、従来の疾病パターンが変化して来つつあること、医療システムをこれまでと同様のレベルで維持することが困難になりつつあること、拡大EUによる広域経済圏の成立等の社会的な背景の他、伝染病・パンデミック・バイオテロリズムに対する脅威、気候変動に伴う健康影響等の懸念等新たな事象が生じて来つつある。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>■「健康」面</p> <p>◎拡大 EU における健康格差の拡大への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各国における質調整済生存年の格差が拡大しつつある。各国における取り組みの他に、EU レベルとして、地域政策プログラムの発動、政策のグッドプラクティスの共有化等の取り組みを行う。</li> </ul> <p>◎健康に対する近年・緊急の脅威への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染性があるかどうかを問わず、疾病は国境を越えるため、EU レベルでの取り組みとして、伝染病疾病調査の実施とその結果を用いたベストプラクティスの提供や医薬品の開発等を行う。</li> </ul> <p>◎医療システムの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU レベルとして、患者・医者の国際移動の実現、人口動態に適應した新しいシステムの提案等を行う。</li> </ul> <p>◎医療のグローバル化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU 及び加盟国における取り組みは、域内のみにとどまらず、世界的な影響を及ぼしうる。国際社会における EU の発言権を強化し、医師不足という国際的な問題に対処していけるための医薬品・医療技術の開発に取り組む。</li> </ul>

	<p>■「ガバナンス」面</p> <p>◎各国が一致した政策フレームワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUレベルでの政策目標を設定</li> </ul> <p>◎全ての政策に健康面を加味するよう要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUレベル・加盟国レベルでクロスセクションアプローチを推進</li> </ul> <p>◎政策の透明性・見える化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係者に対する説明責任</li> </ul>	
規制の分類	【分野】健康・福祉	【目的】その他
	【手段】その他	【対象】行政
検討した代替案	<p>【代替案1】現状維持（次期計画を策定せず）</p> <p>【代替案2】EUレベルでの取り組みを行うが、加盟国での取り組みを推奨せず</p> <p>【代替案3】EUレベルでの取り組みの推進と、加盟国での取り組みの推奨を同時に行う</p> <p>【代替案4】代替案3に加え、次期計画上の主要な目的・目標の達成について立法措置を講じる</p>	

<便益・費用要素>

便益・費用の カテゴリー	便益・費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
	<p>まず、代替案1（現状維持）による悪影響について説明した上で、それぞれの代替案によりもたらされる影響を定性的に説明している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザパンデミックに対する対策が不調和となる恐れがある。各国間のコミュニケーションや相互協力が不可能になる。</li> <li>・健康プログラムに該当するプロジェクトが滞る。多くの主要プロジェクトは毎年毎年予算が付けられており、2003-2008年の間で353.77百万ユーロが投じられている。</li> <li>・EU域内での相互認証制度がなければ、医師の国境を越えた活動がかなり難しくなる。</li> <li>・フレームワークプログラム下での国際的医療研究が行われなくなる。</li> <li>・たばこ広告規制ができなくなる。これにより、EU全体で年間79,000人の死亡者が増加。</li> </ul>	
	<p>■経済的インパクト</p> <p>健康な生活をおくることと、経済的な繁栄との間には明確な相関関係があるとされている。</p>	
	【代替案1】健康状態の改善によって潜在的にもたらされる経済の拡大という便益は得られない。	
	【代替案2】クロスセクションのシナジー効果が期待され、例えば、労働力に対する良影響や医療システムの革新等の影響がもたらされると考える。しかし、加盟各国による取り組みがなければその効果は限定的である。	
	【代替案3・4】EUレベル・加盟国レベルでの取り組みが双方でなされることに	

	より、知識・ベストプラクティスの共有がすすみ、例えば医療技術に対する新たな投資等がなされる等、大きな効果が期待される。
<b>■社会的インパクト</b>	
	【代替案 1】 現行の健康関連プログラムにより得られる効果については期待。
	【代替案 2】 クロスセクションのシナジー効果が期待され、雇用・医療・医療教育等の側面でのポジティブな影響が期待される。しかし、加盟各国による取り組みがなければその効果は限定的である。
	【代替案 3】 EU レベル・加盟国レベルでの取り組みが双方でなされることによるポジティブな影響が期待。
	【代替案 4】 代替案 3 と比較すると、立法化・義務化してしまうことにより、各国によって異なる複雑な問題を過度に単純化してとらえてしまうというリスクが想定される。
<b>■環境的インパクト</b>	
	【代替案 1】 現行の健康関連プログラムにより得られる効果については期待。
	【代替案 2】 クロスセクションのシナジー効果が期待され、気候変動、建築等の側面でのポジティブな影響が期待される。しかし、加盟各国による取り組みがなければその効果は限定的である。
	【代替案 3】 EU レベル・加盟国レベルでの取り組みが双方でなされることにより、例えば環境による健康影響に対する新たな知識・ベストプラクティスの共有がすすみ、大きな効果が期待される。
	【代替案 4】 代替案 3 と比較すると、過度に規制遵守のための負荷を生じさせかねない。

<結 論>

項 目	内容・概要
結論	代替案 3 を採用。

<その他>

項 目	内容・概要
コンサルテーション	<p>2004 年後半に、前期計画の見直しに関して、利害関係者、各国政府機関、NGO、大学、民間団体等に対するコンサルテーションを実施。193 人・機関からのコメント（12 の加盟国政府を含む）が得られている。</p> <p>2006 年 12 月に次期計画の素案（目標設定、実効メカニズムに焦点を当てた内容）をパブリックコンサルテーションにかけている（～2007 年 2 月）。156 人・機関からのコメント（16 の加盟国政府を含む）が得られている。これと同</p>

	時に、公衆衛生に関する上級委員会に参加しているメンバー（全加盟国）に対して、詳細内容の在り方に関するアンケート調査を行っており、27 か国中 12 か国から回答を得ている。
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要	
1 回目	IAB による第 1 回目のコメントは、2007 年 5 月に出されている。本 RIA は、このコメントに基づいて修正されたものである。主なコメントは以下の通り。	
	評価できる点	多くの有識者、有識者パネルも含めた様々な利害関係者に対する積極的な情報開示・コンサルテーションを 2006～2007 年にかけて行っている点。
	改善点	<p>(1) &lt;目的&gt; 取り組む問題や措置の目的に焦点を当てつつ、一貫した分析を行うべき。記述内容は、措置の内容（組織・手続きをどうするか）は詳述されているが、現時点で何が課題なのか、何が不足しているのかが不明確。</p> <p>(2) &lt;目的&gt; 具体的措置を各国に委ねつつ EU レベルで共通の目標を設定するという措置を行うことの積極的な理由・意義を明確にすべき。</p> <p>(3) &lt;代替案&gt; 4 つの選択肢全てについて評価を行い、相互比較を行うべき。費用・便益の分析を行っているのは代替案 1（現状維持）のみであるため、他の代替案も同様の分析を行うべき。</p> <p>(4) 2017 年までの工程表を記載すること。</p>
	手順とプレゼンテーション	手続き上の要件は概ね満たされている。分析が不足している点をカバーした上で、「proportionality 原則」の立場に立ちつつ、より簡潔な（shorter）文書とすること。
2 回目	IAB は改定された RIA を受けて、2007 年 6 月に以下のようなコメントを出している。	
	評価できる点	1 回目と同様。なお、1 回目のコメントを受けて改善がなされている旨を記述。
	改善点	(1) <目的> これまでの取り組みでは不十分であること、これらを解消するために新たな取り組み（措置）が必要であることを論理的に説明しつつ、全体的なバランスも加味して一部を補章に移動すること。なお、取り組む問題の箇所で措置による効果を書いている等、記

		<p>載内容に混同あり。</p> <p>(2) &lt;目的&gt;7つの目的(4つは健康面、3つはガバナンス面)と取り組む問題との関係は整理されて来つつあるが、一部対応関係が不明確な部分があるのでそれを解消すること。</p>
	手順とプレゼンテーション	<p>手続き上の要件は概ね満たされている。IABのコメントにどのように対処したのかを参照できるようにしておくこと。</p>

<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項目	内容・概要
	<p>RIA内の構成をわかりやすくすること、具体的には、措置の目的を「健康」面と「ガバナンス」面とで規定し、これに対応する形で措置内容を整理する等の工夫を行ったと説明している。</p>

「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU02）

<概 要>

項 目	内 容 ・ 概 要	
名称・担当・ 発行年	EU域内の電力・ガス市場に係る法制パッケージの影響分析 （運輸・エネルギー総局：2007年9月） Impact Assessment for Legislative Package on the Internal Market for Electricity and Gas Directorate-General for Energy and Transport (DG TREN)	
規制の概要	<p><b>【背景】</b></p> <p>2003年に、電力とガスに関する2つのEU指令（電力指令2003/54/EC、及びガス指令2003/55/EC）が制定され、それまでの電力、ガスに関連する複数の指令は廃止された。2003年の2つの指令により、エネルギーのEU域内市場に関する法的なフレームワーク、制度、IT等の物理的インフラについての条項が盛り込まれた。一方、多くの加盟国において本格的な競争が行われる環境は整備されておらず、現在も課題として残っている。</p> <p>このような状況を受け、委員会では2005年に競争法に基づく大規模な電力、ガス分野の調査を行った。その結果、競争環境の不備は、2003年の2つの指令が完全実現に至っていないことが要因ではなく、それらを完全に実行したとしても構造上の不備が残ることが明らかになった。</p> <p>不十分で高価な電力、ガス市場は、消費者や事業者に潜在的な損失をもたらしていることから、新たな政策手段の検討の必要性が生じた。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>2007年春の欧州理事会では、欧州委員会に追加的政策手段の検討を求めた。具体的な目的は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 規制の改善、生産・供給とネットワークの分離、情報の非対称性の改善によって競争を促進する。</li> <li>② 送電、配電能力の向上のために十分な投資が行われるよう、インセンティブを強化し、供給の安定性を向上させる。</li> <li>③ 消費者保護を進め、エネルギー貧困を防止する。</li> <li>④ EU エネルギー（電力及びガス）への第三国からの投資を管理する。</li> </ul> <p>本 RIA では、上記の目的ごとに政策的代替案の検討を行っている。</p>	
規制の分類	<b>【分野】</b> 競争・市場環境 環境・エネルギー	<b>【目的】</b> 情報の不完全による不利益の回避 自然独占への対応
	<b>【手段】</b> 許認可 勧告、指導等	<b>【対象】</b> 産業・企業 行政

検討した代替案	各目的とそれに対応した政策措置ごとに現状維持または他の代替案についての検討を実施している。
---------	---

<便益要素>

便益のカテゴリー	便益要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>本 RIA では、目的ごといくつかの政策措置を設定し、措置ごとに現状維持 (no EU action = business as usual) か、あるいは、何らかの代替案を実施するかを検討している。代替案の内容は、目的・措置ごとに異なる。各目的・措置の影響の分析では、費用・便益分析を用いて可能な限り定量化を行っているとしているが、分析の内容には濃淡が見られる。</p> <p>一方、本 RIA が対象とする政策パッケージ全体に関しては、想定される便益の定性的な記述を行っている。全体としては、域内市場は供給の安全性の目的に大きく貢献するとしており、具体的には以下の点を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU の電力・ガス市場の拡大とルールの共通化は、新規投資に対する強いインセンティブとなる。</li> <li>・ 競争的な市場により、多様性が促進される。</li> <li>・ 市場の統合により、欧州のエネルギー事業者は、グローバルの市場においてより強いバーゲニング・ポジションを提供する。これは、供給ルートに関して幅広い代替案にアクセス可能で、かつ、多くの顧客を持つようになるためである。</li> </ul>		

<費用要素>

費用のカテゴリー	費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>費用に関しては、各目的・代替案ごとに検討がなされている。一方、政策パッケージ全体としての費用は示されていない。</p>		

<結 論>

項 目	内容・概要
結論	<p>政策パッケージ全体として、複数のモデルを用いたマクロ経済への影響分析を実施すると共に、雇用・社会への影響、国家レベル、国際レベル、環境問題等への影響についても触れられているが、推奨案は、個別に検討された政策措置ごとに示されている。以下は推奨案の概要である。</p>

目的	政策措置	措置実施の有無/推奨案
①競争の促進	送電・ガス輸送システム事業者 (Transmission System Operator: TSO) の分離	実施/指令の改定
	各国規制機関 (National Regulatory Authorities: NRA) の権限強化	実施/指令の改定
	規制機関同士の協力	実施/新機関の設立及び規制の改定
	TSO の協力	実施/指令の改定及び委員会の意思決定
	透明性の向上	実施/規制の改定
	ガスの配送における長期契約	実施しない/既存の競争法を活用
	配電システム事業者 (Distribution System Operator: DSO) の分離	実施しない/基本ルールの維持(ただし、規制権限を強化)
②投資促進	ガス備蓄へのアクセス	実施/指令の改定
	戦略的ガス備蓄	実施しない/近い将来に開始される委員会の研究によっては変更される可能性あり
	インフラへの投資	実施/新ガイドラインの策定と手続きの改善
③消費者保護	消費者保護及びエネルギー貧困	実施/エネルギーに関する認識向上と家計需要に対する競争促進
④第三国からの投資の管理	第三国からの投資の管理	実施/EU 以外の投資家の効果的な分離を目的とした複数の規制実施

<その他>

項目	内容・概要
コンサルテーション	本件に係るコンサルテーションは、2006年3月に「持続可能で、競争的、安全性の高いエネルギーに関する欧州戦略」のグリーンペーパーが出されてからすぐ開始されている。また、加盟国に対するコンサルテーションも実施している。加えて、特定のステークホルダー（規制実施団体、送電システム事業者、電力・



	ガスの業界団体、生産者団体、消費者団体、ユーザー企業団体、取引業者、新規参入者、労働組合、NGO) をターゲットにしたコンサルテーションも実施している。
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要				
1回目	<p>IABによる第1回目のコメントは2007年7月に出されている。            主な内容は以下の通り。</p> <table border="1"> <tr> <td>評価できる点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RIAで分析されている特定の課題に対するステークホルダーの位置づけに関する全体像を示しているのが有益である。</li> <li>・分析において、代表的な加盟国のサンプルを用いている。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>改善点</td> <td> <p>全体として、主要な点における大きな改善が必要である。            改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;提案に関して、政治的な背景と、どういった意思決定あるいは位置づけが既に考慮されているのかを明確にする。</li> <li>(2) &lt;代替案&gt;既存法令を完全に実施・適用するまでのタイムラグをきちんと把握するため、適切な期間を設定した上で現状維持（ベースライン）のシナリオを策定する。</li> <li>(3) &lt;代替案&gt;主たる3つの代替案の関係性を明確にし、それぞれが独立して実現できるものなのかどうか、できないのであれば、それらのトレード・オフとシナジーについて説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電気料金への影響を具体化するとともに、雇用、環境への影響を分析する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;システム分離とインフラへの投資の関連を明確にする。配電と発電/供給システムを分離している加盟国とそうではない加盟国の比較を行う。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;自前の配電ネットワークを持つ第三国の電力供給者への影響をさらに分析する。</li> <li>(7) &lt;費用・便益&gt;R&amp;D やイノベーションの影響をより</li> </ol> </td> </tr> </table>	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RIAで分析されている特定の課題に対するステークホルダーの位置づけに関する全体像を示しているのが有益である。</li> <li>・分析において、代表的な加盟国のサンプルを用いている。</li> </ul>	改善点	<p>全体として、主要な点における大きな改善が必要である。            改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;提案に関して、政治的な背景と、どういった意思決定あるいは位置づけが既に考慮されているのかを明確にする。</li> <li>(2) &lt;代替案&gt;既存法令を完全に実施・適用するまでのタイムラグをきちんと把握するため、適切な期間を設定した上で現状維持（ベースライン）のシナリオを策定する。</li> <li>(3) &lt;代替案&gt;主たる3つの代替案の関係性を明確にし、それぞれが独立して実現できるものなのかどうか、できないのであれば、それらのトレード・オフとシナジーについて説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電気料金への影響を具体化するとともに、雇用、環境への影響を分析する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;システム分離とインフラへの投資の関連を明確にする。配電と発電/供給システムを分離している加盟国とそうではない加盟国の比較を行う。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;自前の配電ネットワークを持つ第三国の電力供給者への影響をさらに分析する。</li> <li>(7) &lt;費用・便益&gt;R&amp;D やイノベーションの影響をより</li> </ol>
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RIAで分析されている特定の課題に対するステークホルダーの位置づけに関する全体像を示しているのが有益である。</li> <li>・分析において、代表的な加盟国のサンプルを用いている。</li> </ul>				
改善点	<p>全体として、主要な点における大きな改善が必要である。            改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;提案に関して、政治的な背景と、どういった意思決定あるいは位置づけが既に考慮されているのかを明確にする。</li> <li>(2) &lt;代替案&gt;既存法令を完全に実施・適用するまでのタイムラグをきちんと把握するため、適切な期間を設定した上で現状維持（ベースライン）のシナリオを策定する。</li> <li>(3) &lt;代替案&gt;主たる3つの代替案の関係性を明確にし、それぞれが独立して実現できるものなのかどうか、できないのであれば、それらのトレード・オフとシナジーについて説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電気料金への影響を具体化するとともに、雇用、環境への影響を分析する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;システム分離とインフラへの投資の関連を明確にする。配電と発電/供給システムを分離している加盟国とそうではない加盟国の比較を行う。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;自前の配電ネットワークを持つ第三国の電力供給者への影響をさらに分析する。</li> <li>(7) &lt;費用・便益&gt;R&amp;D やイノベーションの影響をより</li> </ol>				

		<p>詳細に分析する。</p> <p>(8) &lt;コンサルテーション&gt;ステークホルダーの位置づけの概要については示されているが、どのステークホルダーがこういった問題に対してコメントを実施したのかを明確にする。</p>
	<p>手順とプレゼンテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ RIA に要約を含める。</li> <li>・ 委員会のパブリック・コンサルテーションに係る最低限の要求事項が満たされているかどうか明確にする。</li> </ul>
<p>2 回目</p>	<p>IAB による第 2 回目のコメントは 2007 年 9 月に出されている。主な内容は以下の通り。</p>	
	<p>評価できる点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改訂版の RIA は、1 回目の IAB コメントを加味しており、経済及び環境への影響の分析については大きな改善が見られる。</li> <li>・ 異なる政策手段と、それらが政策目的達成にどのように貢献するかが明確にされ、別添に示されている。</li> <li>・ 読みやすさの点からも向上が見られる。</li> </ul>
	<p>改善点</p>	<p>前回の RIA と比較して大きな改善が見られるが、いくつかの分析において更なる掘り下げの余地がある。特に、ベースライン・シナリオ、インフラへの投資、雇用への影響、市場透明性の点である。</p> <p>具体的な改善点は、以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;代替案&gt;各課題の分析において、現状維持（ベースライン）のシナリオが用いられているが、同じベースラインと言っても全て異なるように見える。ベースライン・シナリオは各種の状況を反映する統一されたものにする。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;インフラに関する投資において、システムの分離がどのような重要性を持つのかをさらに明確にする。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;前回の RIA では、解雇に直面している労働者に対する既存の対策に焦点を当てて説明しているが、潜在的な雇用喪失の規模とそれに関する取引費用の推計を試みる。</li> </ol>

		(4) <費用・便益>市場の透明性の向上に関してより明確に説明し、市場価格、ひいては消費者や生産者への影響を詳細に分析する。
	手順とプレゼンテーション	RIAにおいて、IABのコメントがどのように反映されているのかの要約を示すべきである。

<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項目	内容・概要
	本 RIA では、IAB によるコメントの反映状況については示されていない。

「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU03）

<概 要>

項 目	内 容 ・ 概 要				
名称・担当・ 発行年	<p>欧州の港湾政策に係るコミュニケーションの影響評価 （運輸・エネルギー総局：2007年10月）</p> <p>Impact Assessment on the Communication on a European Port Policy Directorate-General for Energy and Transport (DG TREN)</p>				
規制の概要	<p><b>【背景】</b></p> <p>本提案以前に、欧州の港湾サービスにおける競争促進を目的とした「港湾サービスにおける市場アクセスに関する指令（Directive on Market Access to Port Services COM）」に関する二つの提案がなされた。しかし、両提案共に欧州議会で反対の決議がなされ、2006年には提案が撤回されている<sup>1</sup>。これを受けて、運輸・エネルギー総局では、港湾分野における課題のより深い理解を得るためと、EUの競争促進の原則がどのように適用できるかを評価するために、大規模なステークホルダー・コンサルテーションを開催している。</p> <p>コンサルテーション等から、欧州の港湾に関しては様々な課題が明らかになっている。具体的には、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増大する港湾利用ニーズに対して設備が追いついていない</li> <li>・ EU加盟各国がそれぞれ独自の政策を実施しており、競走促進の観点から、すり合わせが必要である</li> <li>・ 技術の進歩により港湾による労働環境が変化した</li> <li>・ 港湾労働者の健康と安全状況の改善が必要である</li> <li>・ 環境問題に関連して様々な法制や取組みが実施されており、持続可能性への配慮が必要である他、港湾プロジェクトの実施に時間がかかるようになっていく</li> </ul> <p>今回の提案は、これらの様々な課題について解決を図るパッケージとして提案されている。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>当該措置は、以下のような対象項目・目的に関するものである。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾ターミナル免許</td> <td>・ 港湾サービス事業者に対して、新規施設あるいは既存施設の競争的割当の促進</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	目 的	港湾ターミナル免許	・ 港湾サービス事業者に対して、新規施設あるいは既存施設の競争的割当の促進
項 目	目 的				
港湾ターミナル免許	・ 港湾サービス事業者に対して、新規施設あるいは既存施設の競争的割当の促進				

<sup>1</sup> 港湾関連組合のウェブサイト等の情報から、廃案になった理由は、画一的な方法を導入しようとしたことや、ステークホルダーのコンサルテーション等を通じた十分な合意形成がなされなかったことによるものと考えられる。

	港湾での労働	・ より柔軟な雇用形態と対話の促進
	船舶に対する技術的サービス（牽引、水先案内、係留）	・ 新たなサービス提供者に対するアクセス自由化の促進
	空間計画	・ 適切なタイミング、場所において十分な港湾能力を提供 ・ 港湾から、あるいは、港湾へのより持続可能な輸送手段の利用
	環境問題	・ 環境保護と経済成長の適切なバランスの達成 ・ 港湾における環境管理基準の向上 ・ 港湾から、あるいは、港湾へのより持続可能な輸送手段の利用
	財政的自治、透明性、関税	・ 港湾財務の透明性向上 ・ 国家補助に対する明確なガイドラインの策定
規制の分類	【分野】 その他（港湾政策）	【目的】 その他（多岐）
	【手段】 その他（多岐）	【対象】 その他（多岐）
検討した代替案	<p>本RIAでは、規制の概要の項に示す項目・目的ごとに以下の3つの代替案（アプローチ）の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状維持（no action）：特に法的措置などを行わず、現状を維持する（status quo）</li> <li>・ 法的措置（legislative option）：新規法規制の導入等、法に基づく措置の実施</li> <li>・ 準法的措置（soft law option）：既存法の解釈や詳細を提供する。</li> </ul>	

<便益要素>

便益のカテゴリー	便益要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>本 RIA では、項目ごとの目的を達成するための費用、便益を列挙し、現状維持、法的措置、準法的措置の 3 つの代替案を検討している。一方、当該措置のパッケージ全体としての費用、便益は示されていない。</p> <p>以下は、各項目の便益要素の概要である。大部分の便益要素に関してはそれぞれの詳細な分析はなされておらず、提示されているのみである。</p>		
項目	便益要素	
港湾ターミナル免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貨物取扱の高速化</li> <li>・ 新設備への投資や労働の効率化等による運営費用の低下</li> <li>・ 競争の促進による貨物取扱料金の低下</li> <li>・ 投資の促進</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者から公共部門に支払われる賃料等の増加</li> </ul>
港湾での労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働生産性の向上</li> <li>・ トレーニングプログラムの拡大と適切な対象者への運用</li> <li>・ 労働者活用の柔軟性の向上</li> </ul>
船舶に対する技術的サービス(牽引、水先案内、係留)	<u>牽引/水先案内/係留</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争促進による料金の低下</li> </ul>
空間計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部費用（例：利用者が環境関連の費用を支払わない場合や混雑による費用）の減少</li> <li>・ 輸送費用の減少</li> <li>・ 航海時間の短縮</li> </ul>
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境規制の遵守向上</li> <li>・ 港湾での事業に必要な証明取得等においても環境に関する文書化を求められるため、環境に対する認識が向上し、環境保護のための手続きの重複が減少し、費用が低下</li> <li>・ 環境に係る事故の防止による、財務リスクや保険費用の低下</li> <li>・ 環境保護に対する取り組み向上によるモニタリング費用等の低下</li> </ul>
財政的自治、透明性、関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 透明性の向上</li> <li>・ 会計システムの改善、等</li> </ul>

<費用要素>

費用のカテゴリー	費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>以下は、各項目の費用要素の概要である。便益の場合と同様に、大部分の費用要素に関してはそれぞれの詳細な分析はなされておらず、提示されているのみである。</p>		
項目	費用要素	
港湾ターミナル免許	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札費用</li> <li>・ 契約管理・規制費用</li> <li>・ 訴訟の増加</li> <li>・ 機能の重複等、港湾能力の最適ではない利用状況</li> <li>・ 投資償却期間の短縮化による費用の増加</li> </ul>	
港湾での労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 義務的な採用プールの廃止または大幅な変更による労働者への補償等、1回のみ発生する費用</li> <li>・ 労働費用の増加</li> </ul>	

船舶に対する技術的サービス（牽引、水先案内、係留）	<p><u>牽引</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新体制導入のため1回のみ発生する費用</li> <li>・運営費用の増加</li> <li>・企業数や規模の減少をもたらすことによる社会的費用</li> </ul> <p><u>係留</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の休止期間増加による費用増加</li> <li>・回転率増加や価格低下に伴う安全性の低下</li> <li>・新事業者の免許費用や継続的管理費用</li> </ul> <p><u>水先案内</u></p> <p>（費用要素は示されていない）</p>
空間計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（費用要素として明示されてはいないが、投資費用を想定しているとみられる）</li> </ul>
環境問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングが必要な環境指標の増加による運営費用の増加</li> <li>・環境規制遵守のための港湾管理者の費用</li> <li>・モニタリング等に必要な設備費用</li> <li>・環境基準準拠を示すための証明費用</li> </ul>
財政的自治、透明性、関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティング費用</li> <li>・IT費用</li> <li>・研修費用</li> </ul>

<結論>

項目	内容・概要															
結論	<p>各項目に対する代替案検討の結果、本RIAではそれぞれ以下のような推奨案を出している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>推奨案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾ターミナル免許</td> <td>準法的措置</td> </tr> <tr> <td>港湾での労働</td> <td>準法的措置</td> </tr> <tr> <td>船舶に対する技術的サービス（牽引、水先案内、係留）</td> <td>準法的措置</td> </tr> <tr> <td>空間計画</td> <td>現状維持（欧州委員会としては何もせず、各国政府に対応を任せる）</td> </tr> <tr> <td>環境問題</td> <td>準法的措置</td> </tr> <tr> <td>財政的自治、透明性、関税</td> <td>準法的措置</td> </tr> </tbody> </table>		項目	推奨案	港湾ターミナル免許	準法的措置	港湾での労働	準法的措置	船舶に対する技術的サービス（牽引、水先案内、係留）	準法的措置	空間計画	現状維持（欧州委員会としては何もせず、各国政府に対応を任せる）	環境問題	準法的措置	財政的自治、透明性、関税	準法的措置
項目	推奨案															
港湾ターミナル免許	準法的措置															
港湾での労働	準法的措置															
船舶に対する技術的サービス（牽引、水先案内、係留）	準法的措置															
空間計画	現状維持（欧州委員会としては何もせず、各国政府に対応を任せる）															
環境問題	準法的措置															
財政的自治、透明性、関税	準法的措置															

<その他>

項目	内容・概要
コンサルテーション	当該措置の提案にあたっては、60～120人規模のワークショップを複数回開催するなど、様々なステークホルダーに対して大規模なコンサルテーションを実施している。
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要
1回目	IABによる第1回目のコメントは2007年9月に出されている。 主なコメントは以下の通り。
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の港湾政策の発展について非常に多くの背景情報を提供している。</li> <li>・関連する経済、社会、環境政策の角度から幅広く分析を行っている。</li> </ul>
改善点	<p>報告書は、多くの重要な点について改善の余地がある。具体的な改善点は、重要度の順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;既存政策や過去に検討された指令との関係性を示し、どのレベルの政府・ステークホルダーの関与が必要かを明確にする。</li> <li>(2) &lt;目的&gt;提案内容と、現在及び将来における他のEU、加盟国施策との関連についてさらに説明する。</li> <li>(3) &lt;代替案&gt;代替案をわかりやすく示し、それぞれのインパクトを明確にする。また、代替案ごとに影響の全体像を示すことが必要。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;本RIAの費用・便益分析は論理性に欠ける部分がある。本RIAでは、港湾労働者の雇用に関して柔軟性を持たせることが目的としているが、どのような方法によって柔軟性が達成されるのかが分析・説明されていない。港湾労働者に関する効果についてさらなる分析・報告が必要である。</li> </ol>
手順とプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部向けサービス・ステアリング・グループ(Inter-service Steering Group)がRIAのプロセスに十分関与していなかった。</li> <li>・RIAに基づいて作成されたコンサルテーション用のパン</li> </ul>



		<p>フレットには、RIA 本体に示された課題について述べられておらず、委員会のコンサルテーションに関する最低基準（Minimum Standards for Consultation）を満たしていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（コンサルテーション結果への）リンクを削除し、コンサルテーションの結果の要約を示すべきである。</li> </ul>
2 回目	<p>IAB による第 2 回目のコメントは、2007 年 10 月に出されている。主なコメントは以下の通り。</p>	
	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再提出された RIA は第 1 回の IAB コメントのほとんどの部分を反映しており、代替案とその影響の記述について改善が見られる。</li> <li>・補完性の課題についてより明確になっている。</li> <li>・コンサルテーションを行ったステークホルダーの意見についても、要約表が追加され、詳細が示されている。</li> </ul>
	改善点	<p>改定版については、第 1 回のコメントに基づく改善が見られるが、まだ不明確な点が残っている。</p> <p>具体的な改善点は、重要度の順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;代替案&gt;代替案とそれぞれのインパクト部分は、前回よりも明確にされているが、ここをさらに強化する。空間計画における代替シナリオのステータスについて明確にする。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;港湾労働者に関してさらに分析して、わかりやすく説明する。現状の分析でスキル・レベルや健康、安全要求について述べている部分は、港湾労働者への影響全体の評価にきちんと組み込む。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;提案内容と、現在及び将来における他の EU、加盟国施策との関連についてさらに説明する。具体的には、現在の施策と将来における EU の海事政策の補完性についてきちんと説明する。また、提案内容が、港湾開発政策の効果と関連して、接続する輸送施設（例：鉄道）にどのような影響をもたらすのかの分析を深める。環境問題に関しては、現状の法的フレームワークの何が問題で、どのように変更することが必要かを明確にする。</li> </ol>

	手順とプレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部向けサービス・ステアリング・グループ(Inter-service Steering Group) が RIA のプロセスに十分関与していなかった。</li> <li>・ ステークホルダー・コンサルテーションの結果は、今回はきちんと要約されているが、委員会のコンサルテーションに関する最低基準 (Minimum Standards for Consultation) に基づくフィードバックがなされているのかは不明確である。</li> </ul>
--	--------------	---

<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項目	内容・概要
	<p>本 RIA では IAB による 2 回のコメントの一覧を示している。各コメントに対する対応状況は示されていない。</p>

「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU04）

<概 要>

項 目	内容・概要
名称・担当・ 発行年	玩具の安全性に係る欧州議会及び委員会指令 （企業・産業総局：2008年1月） Directive of the European Parliament and of the council on the Safety of Toys Directorate-General for Enterprise and Industry (DG ENTR)
規制の概要	<p>【背景】</p> <p>1988年に制定された玩具安全性指令（Directive 88/378/EEC, Toy Safety Directive: TSD）は、1985年に導入された「新アプローチ（New Approach）」と呼ばれる方法を最初に適用して策定された指令である。新アプローチとは、主要な安全要件を法律によって定め、製品の技術仕様は統一の安全基準に基づいて（別個に）策定されるというものである。</p> <p>TSDは、1988年以降1度だけしか改定されたことがなく、安全な製品の提供と加盟国間の貿易障壁を取り除くという観点から効果を発揮してきた。しかし、時間が経つにつれ、様々な不備が指摘されるようになり、既存の規制を見直す必要が生じた。TSDの改定については、広範なコンサルテーションを受けて2003年から検討されている。</p> <p>既存のTSDにおいて、特に課題と考えられているのは以下の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全基準：近年、危険性が訴えられている化学薬品の玩具への利用や、食品に付属して売られる玩具に関する対応が必要である。</li> <li>・ 執行：現状では、製品の安全確認は企業に責任があり、公的機関による販売前の検査は行われていない。事故防止の目的から、製品の危険度とリスクに関する分析を義務化し、市場監視機関による検査の導入が必要である。</li> <li>・ 対象と概念：TSD の 20 年間の運用を経て状況が変わってきている部分もあり、対象となる製品の機能や新製品の対応を行うために、TSD の対象と概念を明確にする必要がある。</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>当該措置は、このような状況を改善するため、以下のような点を目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場の変化と健康・安全に対する意識の高まりに応えるため、玩具製品の安全要件を整理、完成、明確化、近代化する。</li> <li>・ 加盟国の市場監視義務と規制遵守評価の実施に関し TSD の執行を改善する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TDS の対象と概念を明確にし、EU における一般的な製品マーケティング・フレームワークとの整合を取る。</li> </ul> <p>具体的に、玩具の安全性を高めるための措置としては、化学薬品の使用に係る新条項やより厳しい警告、飲み込みリスクに対する要件の改定、窒息リスクの明確化、安全性に関する一般要件の明確化、食品に付属する玩具に関する特別要件が検討されている。TDS の執行改善に関しては、化学薬品に関する技術ファイルの変更、トレーサビリティ情報の変更、規制遵守評価の手順の変更等が検討されている。</p>	
規制の分類	【分野】 産業（一般）	【目的】 外部不経済の回避 情報の不完全による不利益の回避
	【手段】 作為義務 勧告、指導等	【対象】 産業・企業
検討した代替案	<p>本RIAでは、目的（例：玩具に対する安全要件を改善）を達成するためのサブ代替案（例：化学薬品に関する新条項の導入、より厳格な警告）ごとに、以下のような複数のアプローチ（代替案）をベースとして、それぞれの費用、便益を分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TSDの廃止</li> <li>・ 何の措置も実施しない</li> <li>・ 規制以外の方法（ガイドライン、提言）</li> <li>・ 詳細な規制を含む新指令（1985年以降の「新アプローチ」に対する「旧アプローチ」）</li> <li>・ EU域内市場における玩具の安全性を担保するのに必要なレベルのTDS改定</li> </ul>	

<便益要素>

便益のカテゴリー	便益要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
■ 玩具による事故の減少 (消費者への便益)	怪我や健康被害の減少	<p><u>定性評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ TDS の改定により、玩具事故は減少することが想定されるが、TDS の安全条項と玩具事故の減少を既存のデータから統計的に結びつけるのは不可能である。</li> <li>・ ただし、死亡リスクや怪我の減少による経済的価値は非常に大きく、関連費用を上回る。</li> </ul>
	中長期的な健康への影響の減少	<p><u>12,885 百万ユーロ (2008 年～2051 年のNPV)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玩具に使用される化学物質の制限によって、子供の短期的な健康被害や障害が減少できるだけでなく、生殖機能のダメージによる中長期的な悪影響を低減することが出来る。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質条項による健康便益に関する調査に基づき、同便益の金銭価値評価は上記の金額になっている。</li> </ul>
<p>■役割、定義の明確化（事業者への便益）</p>	<p>業者や市場監視機関の役割や玩具安全基準の明確化による便益</p>	<p><u>定性評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業者の役割や玩具の安全性に係る定義の明確化により、業者の法的な不確実性（訴訟リスク・費用等）を減少させることができる。</li> <li>市場監視機関の役割の明確化により、これまで「グレーゾーン」とされてきた領域を減少し、偽造品や問題のある輸入品から合法的事業者を守ることができる。</li> <li>上記の便益は既存データからは定量化できない。</li> </ul>
<p>■偽造品の減少（EUの玩具市場への便益）</p>	<p>偽造品による損失の減少</p>	<p><u>定性評価（一部金銭価値評価・定量評価）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場監視機関の責任・権限の明確化により、偽造品の減少につながり、EU玩具市場や経済全体の損失を減少させることができる。（この一部は上記の事業者に対する便益と重複。）</li> <li>Center for Economic and Business Research for the Global Anti-Counterfeiting Group（CEBR）の調査によると、玩具とスポーツ用品の偽造品被害は、売上ベースで3,731百万ユーロ/年、利益ベースで627百万ユーロ/年と推計されている。また、これにより失われる職は4,000件/年と推計されている。</li> <li>本RIAでは、当該施策によりこれらの損失のうちどのくらいが減少できるのかについては言及されていない。</li> </ul>
<p>■その他の便益</p>	<p>—</p>	<p><u>定性評価</u></p> <p>上記に加え、以下のような便益も生じると述べられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全基準を高めることによって、製造や販売を行うEUの業者が、消費者の期待に応えるという点において他者（同様の措置を実施していない他地域の事業者）に先駆けることができる。</li> <li>「安かろう、悪かろう」の製品が将来的にEU市場に入るのを防止し、安全基準に関する高い知見を世界に広めることができる。</li> </ul>

<費用要素>

費用のカテゴリー	費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)		
<p>本 RIA では、玩具市場の構造が複雑であることにより、当該措置全体の費用を推計するのは困難であるとしている。そのため、多国籍企業と中小企業に関するケーススタディーを実施し、これらの事業者に発生する費用を推計している。</p> <p>推計方法の詳細は示されていないが、製造費用の増加率（化学薬品条項の影響を除く）は以下のようになっている。</p>				
<b>費用シナリオ</b>		<b>低</b>	<b>中</b>	<b>高</b>
<b>TSD における玩具安全条項の改定</b>				
多国籍企業		+0.26%	+0.91%	+1.89%
中小企業		+1.6%	+4.6%	+8.9%
<b>TSD における他の改定</b>				
多国籍企業		+0.3%	+0.6%	+9.5%
中小企業		+0.7%	+1.9%	+3.6%
<p>化学薬品条項による 2008～2051 年における費用の増加率は、以下の通りである。</p>				
EU 製造業全体		+6.0%		
多国籍企業		+4.8%		
中小企業		+7.6%		
輸入業者		+6.0%		
多国籍企業		+4.0%		
中小企業		+6.0%		

<結論>

項目	内容・概要
結論	各サブ代替案の検討を踏まえ、全体としては TDS の改定が推奨案として適切であるとしている。

<その他>

項目	内容・概要
コンサルテーション	当該措置案の策定に当たっては、以下のような広範なコンサルテーションを実施している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玩具の安全性に関する専門家グループ</li> <li>・ 加盟国の担当機関</li> <li>・ 産業界や消費者、標準化機関等のステークホルダー</li> <li>・ パブリック・コンサルテーション</li> <li>・ 3件の調査（一般的な影響分析1件、特定の化学薬品を玩具への使用に関する調査2件）</li> </ul>
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要				
1回目	<p>IABは、2007年10月に第1回目のコメントを出している。 主な内容は以下の通り。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評価できる点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常に多くのステークホルダーに対してコンサルテーションを実施した。</li> <li>・ いくつかの代替案の費用と便益の定量化に関してボトムアップの調査を実施した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>改善点</td> <td> <p>改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;本RIA自体を“独立した報告書”として読めるよう、別個のレポートで分析がなされている規制遵守費用の詳細について、本RIAに記述する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。特に80億ユーロの追加的費用が追加的便益をもたらさないにも関わらず、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;消費者への所得分配を含む全体的なインパクトについて徹底した分析を行う。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;競争環境や貿易への影響を明確にする。</li> <li>(6) REACH規制との関連、特にタイミングについてより明確にする。</li> <li>(7) 予防原則が適用されるかどうか、適用されるのはどの</li> </ol> </td> </tr> </table>	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常に多くのステークホルダーに対してコンサルテーションを実施した。</li> <li>・ いくつかの代替案の費用と便益の定量化に関してボトムアップの調査を実施した。</li> </ul>	改善点	<p>改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;本RIA自体を“独立した報告書”として読めるよう、別個のレポートで分析がなされている規制遵守費用の詳細について、本RIAに記述する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。特に80億ユーロの追加的費用が追加的便益をもたらさないにも関わらず、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;消費者への所得分配を含む全体的なインパクトについて徹底した分析を行う。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;競争環境や貿易への影響を明確にする。</li> <li>(6) REACH規制との関連、特にタイミングについてより明確にする。</li> <li>(7) 予防原則が適用されるかどうか、適用されるのはどの</li> </ol>
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常に多くのステークホルダーに対してコンサルテーションを実施した。</li> <li>・ いくつかの代替案の費用と便益の定量化に関してボトムアップの調査を実施した。</li> </ul>				
改善点	<p>改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;可能な限り定量的な証左を用いて課題や目的の定義を行う。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;本RIA自体を“独立した報告書”として読めるよう、別個のレポートで分析がなされている規制遵守費用の詳細について、本RIAに記述する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案に関して、行政管理費用と、規制の簡素化によって想定される便益（＝費用の減少）を明確にする。特に80億ユーロの追加的費用が追加的便益をもたらさないにも関わらず、なぜ最も費用がかかる代替案が推奨案として選ばれたのかを明確に説明する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;消費者への所得分配を含む全体的なインパクトについて徹底した分析を行う。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;競争環境や貿易への影響を明確にする。</li> <li>(6) REACH規制との関連、特にタイミングについてより明確にする。</li> <li>(7) 予防原則が適用されるかどうか、適用されるのはどの</li> </ol>				

		ような場合かについて明確にする。
	手順とプレゼンテーション	必要な手順に基づき実施されている。
2回目	<p>第2回目のコメントは、2007年12月に出されている。          主な内容は以下の通り。</p>	
	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該措置の目的についてより明確にされた。</li> <li>・REACHとの関連についての説明がよくなっている。</li> <li>・規制遵守費用については、事例を用いて詳細な記述がなされている。</li> <li>・財務的前提条件が明確にされている。</li> </ul>
	改善点	<p>改定された RIA は、前回の RIA と比較して全体的に大きく改善されている。ただし、以下の点において更なる改善が可能である。改善点は重要度の高い順に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;目的&gt;目的はより明確になっているが、課題の分析についてはさらに詳細化する。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;規制遵守費用の分析について改善はなされたが、製造、配送費用に関連する部分については改善する。</li> <li>(3) RIA 自体において述べているように、情報開示義務の変更について含める。</li> <li>(4) REACH との関連は、実施のタイミングと対象についてさらに明確にする。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;当該措置の全体的な影響については、要約表を用いて解釈違いがないように記述する。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;競争環境への影響については明確になっている。</li> <li>(7) 食品に付属する玩具に関する予防原則については明確になっている。</li> </ol>
	手順とプレゼンテーション	必要な手順に基づき実施されている。



<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項 目	内容・概要
	本 RIA は、IAB による 2 回のコメントを受けて、主要部分に関する大きな変更を行ったものである。

「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU05）

<概 要>

項 目	内容・概要	
名称・担当・発行年	2020年EU気候変動・再生可能エネルギー目標を達成するための施策 （環境総局：2008年2月） Package Implementation measures for the EU's objectives on climate change and renewable energy for 2020 Environment Directorate-General (ENV DG)	
規制の概要	<p>【背景】</p> <p>EUでは、エネルギーと気候変動の問題に関する施策を強化するための合意形成が進んでいる。そのため、委員会では、これらの問題の解決に対して大きく貢献するような統合パッケージの提案を検討している。</p> <p>【内容】</p> <p>統合パッケージは、次の目標を達成することを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU として、2020 年までに、温暖化ガスを 1990 年レベルから最低 20%削減する。これは、温暖化ガスを 30%削減するという国際合意を前提としている。</li> <li>・ EU の目標である 20%の再生可能エネルギー導入には、10%のバイオ燃料の利用を含む。</li> </ul> <p>統合パッケージの提案には以下の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの促進に係る指令（Directive）</li> <li>・ EU 排出権取引システム（EU ETS）を見直し、EU 排出権取引指令（EU Emissions Trading Directive）を改定</li> <li>・ EU ETS の対象となっていない分野（例：運輸、建築物、サービス、小規模産業施設、農業、廃棄物）における目標達成努力の分担</li> </ul> <p>本 RIA では、上記の政策目標を達成するための代替案を設定し、提案に含めるための検討を行っている。</p>	
規制の分類	【分野】 環境・エネルギー	【目的】 外部不経済の回避
	【手段】 その他（多岐）	【対象】 産業・企業 行政
検討した代替案	費用要素の項参照。	

<便益要素>

便益のカテゴリー	便益要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>本 RIA では、当該措置の目的である温暖化ガスの 20%削減及び再生可能エネルギーの 20%導入の達成が可能となる方策を検討するために策定されており、代替案間の便益の差は明確には比較していない。</p>		

<費用要素>

費用のカテゴリー	費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
<p>本 RIA における分析では、複数のモデルを利用して温暖化ガスの排出量、再生可能エネルギーの導入、経済的影響のシミュレーションを行っている。複数のモデルを利用している理由は、単一モデルでは全てのパラメーターやインパクトの推計ができないためである。</p> <p>一方、本 RIA では、分析全体を通しての代替案が明確に定義されておらず、(a) 代替案を構成する 4 つの政策ツール（シナリオ）それぞれの効果（排出権取引における炭素価格、温暖化ガス削減割合、総エネルギー消費量、GDP の変化率等）と、(b) 各シナリオの実現方法についての「代替案」の効果について分析を行った後、(c) シナリオの組み合わせによる「代替案」の直接費用（対 GDP 比率）を別個に示している。各検討内容を含んだものとしては (c) が提案措置としての代替案に近いと見られ、以下では、(c) について概要を示す。</p> <p>代替案の比較は、温暖化ガス排出削減及び再生可能エネルギー導入の数値目標を同時に達成するための最も費用効率的な代替案（以下、参照代替案）を設定し、参照代替案との差異を示す形で行われている。参照代替案以外の代替案は、以下のシナリオ及びその組み合わせから成っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非対象分野における目標再配分：排出権取引の対象とされていない分野における、加盟国間の削減目標値の再配分</li> <li>② 割当の一部再配分：排出権取引の対象となる分野において、排出権全体の90%は2005年の排出割合に応じた配分を行い、残り10%については、1人当たりGDPを基準として低所得国に配分</li> <li>③ CDM/JI：クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）、共同実施（Joint Implementation: JI）による削減量を考慮</li> <li>④ RES再配分：再生可能エネルギー（Renewable Energy Sources）導入目標の再配分及び再生可能エネルギー取引</li> </ul> <p>①～④のシナリオの組み合わせにより検討された代替案は以下のようにになっている。</p>		

代替案	概要
代替案1	費用効率的な代替案（参照代替案）
代替案2	①非対象分野における目標再配分
代替案3	①非対象分野における目標再配分+②割当の一部再配分
代替案4	①非対象分野における目標再配分+②割当の一部再配分+③CDM/JI
代替案5	①非対象分野における目標再配分+②割当の一部再配分+③CDM/JI+ ④RES再配分

参照代替案自体は、以下のような結果をもたらすことが想定されている。

- ・ 温暖化ガス20%排出と再生可能エネルギー20%導入を同時に達成
- ・ 経済への直接費用は910億ユーロ（EUにおけるGDPの0.58%）
- ・ 原油やガスの輸入は2020年に約500億ユーロ減少
- ・ 大気汚染管理費用は2020年に約200億ユーロ減少

以下は、それぞれの代替案における直接費用を示している。代替案 2 と代替案 3、代替案 4 と代替案 5 では直接費用の結果がそれぞれ同じであるが、EU 加盟各国における直接費用は異なっている。

	代替案 1	代替案 2	代替案 3	代替案 4	代替案 5
EU 全体における直接費用（対 GDP 比%）	0.58	0.61	0.61	0.45	0.45

#### <結論>

項目	内容・概要
結論	本 RIA 全体を通しての推奨案は明確に示されていない。

#### <その他>

項目	内容・概要
リソース	本 RIA の作成にあたり、パブリック・コンサルテーション、内部機関（inter-service）によるコンサルテーションを実施している。
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要				
1 回目	<p>IAB による第 1 回目のコメントは 2007 年 12 月に出されている。            本 RIA は、このコメントを受けて修正されたものである。            主なコメントは以下の通り。</p> <table border="1" data-bbox="438 548 1388 1982"> <tr> <td data-bbox="438 548 646 750">評価できる点</td> <td data-bbox="646 548 1388 750"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として、最低限の費用に基づくソリューションをベースに、厚生や他の概念を必要に応じて導入していくというアプローチは評価できる。</li> <li>・温暖化ガスの排出に係る分析のほとんどは適切である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 750 646 1982">改善点</td> <td data-bbox="646 750 1388 1982"> <p>提出された RIA には、未だ重要な要素が欠けている。最終報告書には、以下の点を加味する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。報告書の中で、各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示す。加盟各国ごとの総費用、総便益を示す。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;再生可能エネルギー分野に関する政策手段については、より詳細に分析する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;柔軟性のある京都メカニズムの影響について、より詳細に分析する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電力料金や雇用に影響があることを踏まえ、低所得層など所得分配への影響を（少なくとも定性的に）記述する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;エネルギー依存度が高い産業分野も含めた市場競争への影響を分析する。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;原油価格変動がモデリングの結果にもたらす影響について言及する。利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示す。</li> </ol> <p>上記に加え、分析の改善のために以下が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) &lt;代替案&gt;ベースラインのシナリオについてより詳細な情報を提供する。</li> <li>(8) &lt;費用・便益&gt;二酸化炭素排出権の（完全）割当の利点を示す。</li> <li>(9) &lt;費用・便益&gt;バイオ燃料の持続可能性基準の選択</li> </ol> </td> </tr> </table>	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として、最低限の費用に基づくソリューションをベースに、厚生や他の概念を必要に応じて導入していくというアプローチは評価できる。</li> <li>・温暖化ガスの排出に係る分析のほとんどは適切である。</li> </ul>	改善点	<p>提出された RIA には、未だ重要な要素が欠けている。最終報告書には、以下の点を加味する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。報告書の中で、各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示す。加盟各国ごとの総費用、総便益を示す。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;再生可能エネルギー分野に関する政策手段については、より詳細に分析する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;柔軟性のある京都メカニズムの影響について、より詳細に分析する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電力料金や雇用に影響があることを踏まえ、低所得層など所得分配への影響を（少なくとも定性的に）記述する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;エネルギー依存度が高い産業分野も含めた市場競争への影響を分析する。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;原油価格変動がモデリングの結果にもたらす影響について言及する。利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示す。</li> </ol> <p>上記に加え、分析の改善のために以下が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) &lt;代替案&gt;ベースラインのシナリオについてより詳細な情報を提供する。</li> <li>(8) &lt;費用・便益&gt;二酸化炭素排出権の（完全）割当の利点を示す。</li> <li>(9) &lt;費用・便益&gt;バイオ燃料の持続可能性基準の選択</li> </ol>
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として、最低限の費用に基づくソリューションをベースに、厚生や他の概念を必要に応じて導入していくというアプローチは評価できる。</li> <li>・温暖化ガスの排出に係る分析のほとんどは適切である。</li> </ul>				
改善点	<p>提出された RIA には、未だ重要な要素が欠けている。最終報告書には、以下の点を加味する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) &lt;費用・便益&gt;全ての代替案とトレードオフを明確にしたわかりやすい要約を付ける。報告書の中で、各代替案の全体の費用と便益を一覧に整理して示す。加盟各国ごとの総費用、総便益を示す。</li> <li>(2) &lt;費用・便益&gt;再生可能エネルギー分野に関する政策手段については、より詳細に分析する。</li> <li>(3) &lt;費用・便益&gt;柔軟性のある京都メカニズムの影響について、より詳細に分析する。</li> <li>(4) &lt;費用・便益&gt;電力料金や雇用に影響があることを踏まえ、低所得層など所得分配への影響を（少なくとも定性的に）記述する。</li> <li>(5) &lt;費用・便益&gt;エネルギー依存度が高い産業分野も含めた市場競争への影響を分析する。</li> <li>(6) &lt;費用・便益&gt;原油価格変動がモデリングの結果にもたらす影響について言及する。利用したモデルの限界やモデル間の整合性について示す。</li> </ol> <p>上記に加え、分析の改善のために以下が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) &lt;代替案&gt;ベースラインのシナリオについてより詳細な情報を提供する。</li> <li>(8) &lt;費用・便益&gt;二酸化炭素排出権の（完全）割当の利点を示す。</li> <li>(9) &lt;費用・便益&gt;バイオ燃料の持続可能性基準の選択</li> </ol>				

		による影響（例：食料価格、生物多様性）について分析する。
	手順とプレゼンテーション	本 RIA は 30 ページの制限を超過しているが、課題の大きさの観点から許容できる。最終報告書には上記の改善点を含める必要がある。
2 回目	IAB では、2008 年 1 月に第 2 回目のコメントとして以下のような点を指摘している。	
	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の IAB コメントのほとんどの部分は反映されている。</li> <li>・ 温暖化ガス排出と再生可能エネルギーについて政策上の柔軟性を追求しているのは歓迎すべき点である。</li> <li>・ 再生可能エネルギーについて、非物理的な取引を検討しているのが特によい。</li> <li>・ 重要な要素に関して、加盟各国への影響を詳細に示しているのは優れた点である。</li> </ul>
	改善点	<p>個別の改善提案については以下の通りである。</p> <p><u>全体に関して</u></p> <p>(1) &lt;費用・便益&gt; 所得分配への影響を明確にする。</p> <p>(2) &lt;代替案&gt; 費用効率的な参照代替案のシナリオをより詳細に示す。</p> <p><u>温暖化ガスに関して</u></p> <p>(3) &lt;費用・便益&gt; 排出権競売の所得分配への影響をより明確にする。</p> <p>(4) &lt;費用・便益&gt; エネルギー依存度が高い産業分野も含めた競争環境への影響については更なる分析を行う。 (炭素漏出による環境への影響等の潜在的な影響を含める。)</p> <p>(5) &lt;費用・便益&gt; 行政管理費用 (administrative cost) への影響をより明確に示す。</p> <p><u>再生可能エネルギーに関して</u></p> <p>(6) &lt;代替案&gt; (再生可能エネルギーの割当を) GDP あたりで同じ割合にする代替案について明確にする。</p> <p>(7) &lt;目的&gt; 再生可能エネルギーに関する配電網については既に施策を実施している加盟国もあるため、どのよ</p>

		<p>うな課題があるかの分析を実施する。</p> <p>(8) &lt;費用・便益&gt;再生可能エネルギーを用いて発電した場合の起源保証 (guarantees of origin: GO) についてより広範分析を行う。</p> <p><u>バイオ燃料に関して</u></p> <p>(9) &lt;目的&gt;&lt;費用・便益&gt;RIA ガイドラインに従って、問題と政策目的の明確な定義、複数の代替案とその影響の分析、モニタリングや評価方法の記述を実施する。定性的な議論の場合には証左を示し、定量分析によって補完すると共に、主要な費用・便益及び社会・所得分配への影響については金銭価値評価を行う。</p> <p>(10) 前回提出の RIA と比較して何が異なるのかを示す。</p> <p>(11) &lt;費用・便益&gt;個別の代替案に関して費用や目標値に対する影響を分析する。</p> <p>(12) &lt;費用・便益&gt;ディーゼルと石油系燃料を区別し、EU 域内での消費と、現在・将来に渡る貿易のバランスを踏まえたうえでの分析を行う。(エネルギー安全保障について検討する。)</p> <p>(13) &lt;目的&gt;バイオ燃料に関する措置案と加盟国の既存の免税措置との互換性について検討する。</p> <p>(14) &lt;費用・便益&gt;土地利用の直接、間接の変化による食料価格への影響を分析する。</p> <p>(15) &lt;費用・便益&gt;バイオ燃料導入 10%の目標を実現するための複数の代替案について、技術的フィージビリティだけでなく、費用や環境、雇用等への影響についても分析する。</p>
	<p>手順とプレゼンテーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本 RIA は 30 ページの制限を超過しているが、課題の大きさの観点から許容できる。</li> <li>・ 本文やサマリーで用いられている主要な用語には一貫性を持たせるべきである。</li> <li>・ 金銭価値評価において、実質価格か名目価格か、費用は一回だけ発生するものかどうか、総計か年間費用か、GDP は購買力平価で調整されているのかどうか等を明確にすべきである。</li> </ul>

<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項 目	内容・概要
	本 RIA では、IAB の第 1 回目のコメントそれぞれへの対応が本文のどこに含まれているのかを示している。



「規制影響分析（RIA）」要約シート（EU06）

< 概 要 >

項 目	内 容 ・ 概 要
名称・担当・ 発行年	EUにおける国境管理施策の導入 （司法・自由・セキュリティ総局：2008年2月） Preparing the next steps in border management in the European Union Directorate-General for Justice, Freedom and Security (DG JLS)
規制の概要	<p><b>【背景】</b></p> <p>EU域内外を分ける国境を通過する旅行者の数はこれまで増加しており、今後も更なる増加が見込まれる。現状、EU境界線通過の回数は年間約3億回と推計されるが、うち1.6億回はEU加盟国国民によるもの、6千万回は第3国国民でビザが不要な者、8千万回は第3国国民でビザが必要な者によるものである。</p> <p>このような旅行者のほとんどは、既存ルールにのっとり通過許可を得ているいわば合法的旅行者である。合法的旅行者に対しては、よりスムーズが国境通過のプロセスを整備することが求められる。一方、域内外の移動に関連して、深刻な犯罪も起きている。入国関連書類の偽造や密輸入、人身売買、テロなどである。また、EU域内にいる不法滞在者は8百万人（2006年）と推計されているが、このうち半分は合法的に入国しているながら許可された滞在期間を超えて滞在しているために不法滞在者となっていると考えられている。現状では、第3国から出入域に際しては、パスポートに機械的にスタンプがおされることになっており、これによりEU域内の滞在時間を計算することになっているが、実際に計算するのは困難で、時間がかかり、また不正や偽造のターゲットになる可能性がある。こういった出入国に関連する犯罪の防止のためにも、新たな出入国管理のシステムの検討が必要であると考えられている。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>当該措置の大きな目的は、シェンゲン地域（Schengen area）<sup>2</sup>の合法的旅行者に対するスムーズな出入国と、域内の安全の確保という2つである。特に、以下の点が施策目的として掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 違法入域者（特に不法滞在）の減少</li> <li>② 合法的旅行者の出入国の簡易化</li> <li>③ テロや重大犯罪との戦いへの貢献</li> <li>④ 経済的移民（例：季節労働者）の管理の改善</li> </ul>

<sup>2</sup> 加盟国相互の通行自由化及び手続簡素化を目的としたシェンゲン協定（Schengen Agreement）に調印している、英国及びアイルランドを除く全てのEU加盟国と、アイスランド、ノルウェー、スイスのこと

	本 RIA では、代替案を複数挙げた上で、それらが上記の各目的に沿ったものかどうかの評価を行っている。	
規制の分類	【分野】 治安・防衛 規制緩和	【目的】 外部不経済の回避
	【手段】 その他	【対象】 国民・市民 行政
検討した代替案	本 RIA においては、以下の代替案が検討されている。なお、代替案 2a、2b のようにアルファベット表記されているものは、措置の対象が異なるサブ代替案であり、実際の評価はこのサブ代替案レベルで行われている。	
	<b>代替案</b>	<b>概要</b>
	代替案 1 現状維持 (status quo)	新規の施策は導入しないが、既に導入が決定している、あるいは、実施途中である施策で、達成目標に関連するものの効果は加味する。
	代替案 2 入出管理システム	EU 地域への出入国時間及び地点を記録するシステムの導入。
	代替案 2a ビザが必要な第三国からの旅行者向け入出管理システム	記録の対象はビザが必要な第三国からの旅行者。
	代替案 2a ビザが不要な第三国からの旅行者向け入出管理システム	記録の対象はビザが不要な第三国からの旅行者。
	代替案 3	国境における移動を簡易化する仕組みの導入。
	代替案 3a 第三国向け旅行者登録プログラム	EU 域内に入国予定の第三国国民向けに、旅行者登録プログラムを策定。登録した旅行者には、以下のようなステータスを供与。 ・ 入国条件のうち一部の項目（滞在目的、生活手段、公共秩序に対する脅威の有無）の審査からの除外 ・ 複数回入国可能なビザの供与
	代替案 3b EU 加盟国国民向け共通旅行者登録プログラム	・ EU 加盟国が、生体認証、技術的互換性、審査基準を含む共通の旅行者登録プログラムを導入 ・ プログラムの対象は EU 加盟国国民 ・ EU 出入国のポイントとなるすべての国境で実施
	代替案 3c EU 加盟国国民向け旅行者登録プログラムの最低基準の設定及び自動出入国管理システム	・ 生体認証、技術的互換性、データ保護等の最低限の共通項目を定める他は、EU 加盟国がそれぞれ独自に旅行者登録プログラムを策定 ・ 運用する出入国ポイントも各国が決定 ・ また、EU 加盟国国民で、e-パスポートを所持する者に対して利用できる自動出入国管理システムを導入

<便益・費用要素>

便益・費用のカテゴリー	便益・費用要素	算定方法 (含、使用データ、計算方法)
-------------	---------	------------------------

本 RIA では、「規制の概要」で示した 4 項目の施策目的の実現度合いに加えて、以下の共通基準に基づき代替案の評価を行っている。

- ・ 実現性や政策変更の観点から見た安定性
- ・ EU 加盟の合法的旅行者の費用・便益
- ・ 第三国の合法的旅行者の費用・便益
- ・ EU への社会・経済的影響
- ・ 第三国への社会・経済的影響
- ・ 環境への影響
- ・ 基本的権利、特にプライバシーやデータ保護への影響
- ・ 実現のための純費用
- ・ 加盟国法制変更の必要性
- ・ 目標を達成するために必要な前提条件
- ・ 主要なリスクと技術的フィージビリティ

評価結果は、以下の 6 段階で定性的に示されている。なお、評価は、現状維持 (status quo) を基準とした相対評価となっている。つまり、既の実現が決定されている施策の導入等により現状 (current situation) が発展することを想定している「現状維持」(代替案 1) は、現状との比較で評価され、他の代替案はそれぞれ代替案 1 との比較で評価がなされている。

記号	評価
-	負のインパクト (Negative impact)
0	インパクトなし (No impact)
✓	インパクト小 (Small impact)
✓✓	インパクト中 (Medium impact)
✓✓✓	インパクト大 (Very significant impact)
✓✓✓✓	インパクト超大 (Exorbitant impact)

本 RIA では、各代替案が施策目的や共通基準に対してどのような結果となるかを定性的に記述している。各代替案の評価結果は以下のようになっている。

	代替案 1	代替案 2a	代替案 2b	代替案 3a	代替案 3b	代替案 3c
① 違法入域者 (特に不法滞在) の減少	✓✓	✓✓	✓✓✓	✓	✓	✓

② 合法的旅行者の出入域の簡易化	—	✓	—/0	✓✓✓	✓✓	✓
③ テロや重大犯罪との戦いへの貢献	✓	0/✓	✓	—	—	—
④ 経済的移民（例：季節労働者）の管理の改善	✓	✓✓	✓	✓	0/✓	0/✓
相対費用	NA	低	中	低中	低中	低

<結論>

項目	内容・概要																	
結論	<p>分析に基づき、推奨案（preferred option）を以下のように示している。結論としては、どれか一つの代替を単独で推奨しているのではなく、これらの組み合わせることによって政策目的大きく貢献することが想定されるとしている。</p> <table border="1" data-bbox="432 1093 1278 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>代替案 2a</th> <th>代替案 2b</th> <th>代替案 3a</th> <th>代替案 3b</th> <th>代替案 3c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨案</td> <td>✓</td> <td>✓</td> <td>✓</td> <td></td> <td>✓</td> </tr> </tbody> </table>							代替案 2a	代替案 2b	代替案 3a	代替案 3b	代替案 3c	推奨案	✓	✓	✓		✓
	代替案 2a	代替案 2b	代替案 3a	代替案 3b	代替案 3c													
推奨案	✓	✓	✓		✓													

<その他>

項目	内容・概要
コンサルテーション	2006年12月と2007年7月の外部調査を通じて、加盟国の関係機関とのコンサルテーションを実施。
原単位等	—

<審査・メタ評価機関によるコメント>

項目	内容・概要		
1回目	<p>IABによる第1回目のコメントは、2007年12月4日に出されている。主なコメントは以下の通り。</p> <table border="1" data-bbox="432 1827 1396 1968"> <tr> <td>評価できる点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本RIAは代替案を明確に示し、それらの主要な差異を明らかにしている</li> <li>・また、報告とモニタリングの側面について詳細な情報を提</li> </ul> </td> </tr> </table>	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本RIAは代替案を明確に示し、それらの主要な差異を明らかにしている</li> <li>・また、報告とモニタリングの側面について詳細な情報を提</li> </ul>
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本RIAは代替案を明確に示し、それらの主要な差異を明らかにしている</li> <li>・また、報告とモニタリングの側面について詳細な情報を提</li> </ul>		

		供している。
	改善点	<p>全体としては、達成目標や問題点との関連を明確にすることや、罰則を科すことに対する賛成・反対の議論について述べること、代替案を比較するための評価システムを改善することによって、RIA を精緻化することが必要である。</p> <p>(1) &lt;目的&gt;経済的移民の管理と国境通過の簡易化の双方の改善がなぜ必要なのか、問題点を明確にする。</p> <p>(2) &lt;代替案&gt;不法入国・滞在の問題を解決するための代替案をなぜ対象外としたかを詳細に説明するか、もしくは、これらの代替案を含める。不法滞在に対する制裁措置を EU 加盟国で共通化するかどうかを明確にする。</p>
	手順とプレゼンテーション	内部、外部でどのようなコンサルテーションを実施したのか、それらが分析にどのように影響したのかを明確にする。
2 回目	IAB による第 2 回目のコメントは、2007 年 12 月 14 日に出されている。主なコメントは以下の通り。	
	評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本 RIA は代替案を明確に示し、それらの主要な差異を明らかにしている</li> <li>・ また、報告とモニタリングの側面について詳細な情報を提供している。</li> </ul>
	改善点	<p>全体としては、前回の RIA と比較して改善が見られる。しかし、RIA をさらに改善するために、新システムを構築するための費用レンジを示すこと、實際上や潜在的な制裁内容をより明確にすること、ベースラインに関する記述や代替案の比較に関する内部的な一貫性を改善すること、経済的移民の定義を明確にすることが必要である。具体的な改善点は、重要度の高い順に以下に示す。</p> <p>(1) &lt;費用・便益&gt;新システムの構築や維持に係る費用について、ハードウェアやソフトウェア、物理的インフラに加えて、国境管理人材についても費用の分析で考慮する。</p> <p>(2) &lt;目的&gt;当該措置が、不法滞在への制裁に関して、既存の法規制とどのように関連するのか、また、(EU 加盟国で) 制裁を統一化することを目的とするものなのかを明確にする。</p>

		<p>(3) &lt;代替案&gt;既に進行している、国境通過の際の人の流れを管理するシステムが現状維持に含まれるかどうかを明確にする。また、評価に際して、現状維持を基準にするとしながら、他の代替案は現状と比較している。評価方法に一貫性を持たせる必要がある。</p> <p>(4) &lt;目的&gt;経済的移民の管理がなぜ問題なのかを明確にする。</p>
	手順とプレゼンテーション	(コンサルテーションで得られた) EU 加盟国の考え方や政策的方向性、特に実現費用についてより詳細を示すことが必要。

<審査・メタ評価機関によるコメントを受けての修正事項>

項目	内容・概要
	本 RIA では、IAB による 2 回のコメント内容を全て考慮していると述べている。